

佐賀県マンション管理適正化推進計画

令和5年3月

(1) 背景・目的

マンションは、適切な管理が行われる必要があるものの、多くの人々がマンションを区分して所有することから、意思決定の難しさや権利・利用関係の複雑さ、建物構造上の技術的判断の難しさなど、建物を維持管理していく上で多くの課題を有しています。

また、今後老朽化するマンションが増加し、適切な修繕がなされないまま放置されると、居住者や近隣住民の生命・身体、周辺の住環境の低下を生じさせるなど、深刻な問題を引き起こす可能性があります。

このような状況の中、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が改正され、マンション管理の適正化に向け、県や市による管理適正化推進計画の策定や管理組合が作成する管理計画の認定、管理不全マンションに対して県や市が指導・助言等を行うことが可能となりました。

そのため、本県においても「佐賀県マンション管理適正化推進計画」を策定し、マンション管理の適正化に関する基本的な事項等を定めます。

(2) マンションの管理の適正化に関する目標

県は、マンションが立地する市の区域においてもマンションの管理が適切に行われるよう、市によるマンション管理適正化推進計画の策定を促進します。

また、県は、町の区域内において、既存のマンションにおける管理計画の策定を促進し、適正管理の指導・助言等を行います。

(3) マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

町の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、町と連携しながら計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討します。

(4) マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

県は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、適正な管理計画を有するマンションの認定を行います。また、マンション管理組合の管理者等に対し、必要に応じて、国のマンション管理適正化指針に即して適切な指導・助言等を行います。

なお、町の区域内のマンションの管理状況の調査等を踏まえ、施策の充実を図ることを検討します。

(5) 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本県のマンションの管理の適正化に関する指針については、マンションの適切な管理により快適な居住環境が確保できるよう、国のマンション管理適正化指針に準じます。

(6) マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンション関係団体と連携するなどし、マンション管理の適正化に関する情報提供や普及啓発を図ります。

(7) 計画期間

令和5(2023)年3月から令和13(2031)年3月までとする。